

「テロ等準備罪」の新設について慎重な検討を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控えており、テロ対策は最重要課題の一つである。テロ行為を防止するためには、国際社会と緊密に連携することが必要不可欠であり、こうした協力関係を構築する上で、既に187の国と地域が締結している「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を締結することは極めて重要である。

今般、同条約に基づく国内法の整備の一環として、「テロ等準備罪」の新設が検討されているが、現行法においてもテロ行為等の準備行為を処罰する規定が存在しており、現行法の規定に加えて、テロ行為等の準備行為の処罰を一般化する必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、「テロ等準備罪」については、一般市民が対象とならないよう、犯罪の主体を「組織的犯罪集団」とする、対象となる罪を絞り込む、構成要件に準備行為を加えるなどの対応を図るとされているが、様々な懸念があると指摘されている。

犯罪の主体について、政府見解は、正当な活動を行っていた団体であっても、その目的が犯罪を実行することに一変したと認められる場合には、「組織的犯罪集団」に当たり得るとしており、取締りの対象になる可能性があるとして指摘されている。

よって、本県議会は、国に対し、「テロ等準備罪」の新設について、幅広い観点から慎重に検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
法 務 大 臣	金 田 勝 年 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿